

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
南山大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に合ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法律基本科目は公法系8科目、民事法系17科目、刑事法系8科目の計33科目が設置されており、法律実務基礎科目が9科目、展開・先端科目が25科目設置されている。また、21世紀の法曹に求められている人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)が6科目設置されている。	法律基本科目は公法系8科目、民事法系17科目、刑事法系8科目の計33科目が設置されており、法律実務基礎科目が9科目、展開・先端科目が24科目設置されている。また、21世紀の法曹に求められている人間の尊厳に対する深い理解を涵養し、人間性に富んだ法曹を養成することを目的とする「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)が5科目設置されている。
	2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。)のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第21条)。	他の大学院において修得した単位の認定については、入学前の大学院における修得単位と合わせて30単位を超えないものとされている。	他の大学院において修得した単位の認定については、入学前の大学院における修得単位と合わせて35単位を超えないものとされている。
	2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準(原則として30単位以内)のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか(「専門職」第22条)。	入学前に大学院で修得した単位の認定は、他の大学院における修得単位と合わせて30単位を超えないものとされている。	入学前に大学院で修得した単位の認定は、他の大学院における修得単位と合わせて35単位を超えないものとされている。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	15名(実務家教員3名を含む。)の専任教員が在籍している。	変更後においても15名(実務家教員3名を含む。)の専任教員が在籍している。
	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される。)	15名の専任教員のうち3名(憲法、刑法、労働法)が法学部との兼担となっている。	15名の専任教員のうち3名(憲法、刑法、労働法)の法学部との兼担は解消されている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員15名のすべてが教授である。	変更後においても専任教員15名のすべてが教授である。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員15名中、実務家教員は3名(20%)である。	変更後においても専任教員15名中、実務家教員は3名(20%)である。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目に関しては、憲法2名、行政法2名、民法2名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法1名の専任教員を配置している。	変更後においても法律基本科目に関しては、憲法2名、行政法2名、民法2名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法1名の専任教員を配置している。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	各科目の専任教員担当科目比率は、法律基本科目83.3%(必修科目)及び66.7%(選択科目)、法律実務基礎科目28.3%(必修科目)及び80.0%(選択科目)、「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)34.0%、展開・先端科目38.0%となっている。	各科目の専任教員担当科目比率は、法律基本科目78.6%(必修科目)及び54.0%(選択科目)、法律実務基礎科目28.3%(必修科目)及び87.5%(選択科目)、「人間の尊厳科目」(基礎法学・隣接科目)34.0%、展開・先端科目38.6%となっている。